

新潟県告示第831号

新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の変更及び解散する場合の認可にかかる基準（平成25年9月10日新潟県告示第1081号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の<u>変更、解散及び合併</u>する場合の認可にかかる基準については、以下のとおり定める。</p> <p>第1 公立大学法人の設立を認可する場合 （略）</p> <p>1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。 （1）～（2）（略） （3）資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。 ア～ウ（略） エ 出資される財産のうち金銭以外のものの<u>価額</u>が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した<u>価額</u>であること。 オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人に承継される権利に係る財産の<u>価額</u>は、当該公立大学法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した<u>価額</u>であること。 （4）～（15）（略） <u>（16）公立大学法人が設置する大学に、法第77条の2第1項に規定する学校を附属させて設置する場合については、当該学校の種類及び名称並びに位置（当該学校を設立団体の区域外に設置する場合に限る。）を定めていること。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 公立大学法人の解散を認可する場合 公立大学法人の解散の認可については、法その他の<u>法令の規定</u>によるほか、次の基準によって審査する。 1（略）</p> <p>第4 <u>公立大学法人の合併を認可する場合</u> <u>公立大学法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</u> 1 <u>業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を</u></p>	<p>新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の<u>変更及び解散</u>する場合の認可にかかる基準については、以下のとおり定める。</p> <p>第1 公立大学法人の設立を認可する場合 （略）</p> <p>1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。 （1）～（2）（略） （3）資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。 ア～ウ（略） エ 出資される財産のうち金銭以外のものの<u>価格</u>が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した<u>価格</u>であること。 オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人に承継される権利に係る財産の<u>価格</u>は、当該公立大学法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した<u>価格</u>であること。 （4）～（15）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 公立大学法人の解散を認可する場合 公立大学法人の解散の認可については、法その他の<u>規定</u>によるほか、次の基準によって審査する。 1（略）</p>

行う相当の理由が認められること。

2 公立大学法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(1) 吸収合併（法第108条第1項に規定する吸収合併をいう。）をする場合には、吸収合併存続法人（法第108条第1項第1号に規定する吸収合併存続法人をいう。）の定款の変更が第1の1に定める基準に適合していること。

(2) 新設合併（法第112条第1項に規定する新設合併をいう。）をする場合には、新設合併設立法人（法第112条第1項第2号に規定する新設合併設立法人をいう。）の定款が第1の1に定める基準に適合していること。